

交 規 第 2 0 5 号
(交 企 、 交 指)
令 和 元 年 7 月 1 0 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施について

幼児等が犠牲となる車両対歩行者の交通死亡事故が続発している昨今の事故情勢を踏まえ、先般、通達「子供を交通事故から守るための二次点検プロセスの推進について」（令和元年5月24日付け交規第147号）を発出し、各警察署において、子供を交通事故から守るための道路交通環境の改善に取り組んでいるところである。

その後、警察庁と内閣府、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省とが連携し、更なる検討を重ねた結果、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「対象施設」という。詳細は別表の対象施設の項を参照。）を所管する又は担当する機関（以下「所管機関」という。詳細は別表の所管機関の項を参照。）に対して別添1の文書が、国土交通省から各地方整備局道路部長等に対して別添2の文書がそれぞれ発出され、所管機関及び対象施設が主体となり、警察や道路管理者と連携して未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検を実施することとなった。

これを踏まえ、各警察署においては、所管機関、対象施設（必要に応じて保護者や地域住民等を含む。以下同じ。）及び道路管理者と連携し、下記のとおり、緊急安全点検を実施するとともに、実効性のある交通安全対策が行われるよう配意されたい。

記

1 点検実施期間

令和元年9月30日（月）までに緊急安全点検を実施すること。

2 点検実施対象

対象施設に通う未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下同じ。）を点検の対象とする。

3 未就学児が日常的に集団で移動する経路における緊急安全点検の実施等

(1) 所管機関から各警察署に対する調整等

所管機関から各警察署に対し、対象施設があらかじめ実施した未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検の結果に基づき、危険箇所として抽出されたものに係る情報が提供されるとともに、これを踏まえた所管機関、対象施設、各警察署及び道路管理者による緊急安全点検の日程等に係る調整がなされるので、可能な限り速やかに点検が実施されるよう、調整を行うこと。

(2) 緊急安全点検の実施

各警察署は、上記(1)の調整の結果に基づき、所管機関、対象施設及び道路管理者と共に未就学児が日常的に集団で移動する経路における緊急安全点検を実施すること。

なお、点検においては、実際に集団で移動する未就学児やこれを引率する関係者の目線に立った点検を行うよう努めること。

(3) 対策の検討及び実施

緊急安全点検の結果を踏まえ、所管機関、対象施設及び道路管理者と必要な対策及びその有効性、実施の可否等について検討・調整した上で、可能な限り速やかに所要の措置を講ずること。

なお、対策メニューの検討に当たっては、交通安全施設等の整備や交通規制の実施、交通指導取締りのみならず、広い視点をもって、対象施設の関係者、交通ボランティア等による保護活動の実施や経路の変更等を含め、ハード・ソフトの両面から有効な対策を検討すること。

また、対策を実施するに当たり、地域住民等の合意形成を図る必要があると認められるものについては、所管機関及び対象施設の協力を得て、対策の必要性を地域住民等に説明するなど、対策が円滑に推進されるよう配慮すること。

4 留意事項

(1) 今般実施する緊急安全点検については、所管機関が多岐にわたることから、これまで「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について」（平成31年2月13日付け交規第546号）に基づき構築している推進体制に所管機関を加えるなど、各地方公共団体の実情に応じて、緊急安全点検が効率的かつ円滑に実施されるよう努めるとともに、継続的な取組が可能となるよう配慮すること。

(2) 今般の緊急安全点検の結果、未就学児が日常的に集団で移動する経路を含む周辺地域に生活道路が集積し、区域を指定した交通規制の実施や物理的デバイスの設置等が効果的であると認められる場合には、「ゾーン30」の整備を積極的に検討するとともに、道路管理者による「生活道路対策エリア」に係る取組と連携するなど、面的な対策の必要性等についても併せて検討すること。

- (3) 昨今の事故情勢を踏まえ、既に各警察署において、対象施設や道路管理者等と連携した安全点検を実施している場合、実施済みのものはその結果をもって本通達に基づく緊急安全点検とみなすが、所管機関から新たに緊急安全点検の実施について調整があったときは、これに積極的に協力すること。
- (4) 緊急安全点検を実施するに当たっては、積雪地帯や沿岸部などの気候・地勢道路交通の状況等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、未就学児を引率する関係者等に点検への参加を求めるなど、緊急安全点検が効果的なものとなるよう努めること。
- (5) 緊急安全点検の結果や対策の実施状況について、関係機関と連携の上、インターネットや広報誌等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。
- なお、点検の結果により実施することとなった対策として、新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施するなど、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。
- (6) 緊急安全点検の結果、防犯面における対策メニュー案の提示があった場合は関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

5 報告

本通達に基づく緊急安全点検の実施状況等に係る報告については、別紙の要領に基づき行うこと。

6 その他

緊急安全点検の流れに係るチャート図を添付するので参照されたい。

担当 交通規制課 規制第一係

別添省略

別表

対象施設	所管機関	備考
公立幼稚園	各町の教育委員会	県内は大間幼稚園、田子幼稚園の2園のみ
私立幼稚園	青森県庁 総務部 総務学事課	私立大学付属幼稚園も含む
国立大学付属幼稚園 国立大学付属特別支援学校幼稚部	弘前大学教育学部付属学校グループ	県内は弘前大学教育学部付属幼稚園のみ
県立特別支援学校幼稚部	青森県 教育委員会 スポーツ健康課	県立盲・聾学校の幼稚部等
市立特別支援学校幼稚部	各市町村の教育委員会	県内に該当する施設無し
私立特別支援学校幼稚部	青森県庁 総務部 総務学事課	県内に該当する施設無し
保育所・地域型保育事業所	各市町村の役所・役場で「子育て支援課」等、保育を担当する課	認可外保育施設は本来、県庁の「こどもみらい課」所管だが、緊急安全点検については市町村に所管を依頼したとのこと
認定こども園		
認可外保育施設 (企業主導型保育事業所を含む。)		
児童発達支援事業所	各市町村の役所・役場で「障がい支援課」等、障害福祉を担当する課	発達支援施設で未就学児の受け入れがあるもの

未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検に係る報告要領

1 報告事項

(1) 緊急安全点検の実施状況等（第一次報告）

令和元年9月30日現在における下記事項について報告すること。

ア 危険箇所数

対象施設が3類型に分類して抽出した危険箇所の数を記載すること。

イ 緊急安全点検結果

上記アのうち、第3類型に分類された緊急安全点検実施箇所において、所管機関、対象施設及び道路管理者と調整を行った結果、警察において何らかの交通安全対策を講ずることが必要な箇所数を記載すること。

ウ 対策メニュー

何らかの交通安全対策を講ずることが必要な箇所において、既に講じた対策がある場合又は講ずる予定の対策メニューが決定している場合は、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

(2) 交通安全対策の実施（第二次報告）

令和2年1月31日現在における下記事項について報告すること。

ア 対策の実施状況

1 (1)イで報告したもののうち、対策が実施済みとなった箇所等を変更して記載すること。

イ 対策メニューの実施状況

緊急安全点検の結果、何らかの交通安全対策を講ずることが必要な箇所において、既に講じた対策及び講ずる予定の対策について、それぞれ該当する対策メニューごとに数値等を記載すること。

2 報告様式

(1) 第一次報告

上記1 (1)ア及びイについては様式第1、上記1 (1)ウについては様式第2を使用すること。

(2) 第二次報告

上記1 (2)アについては様式第1、上記1 (2)イについては様式第2を使用すること

3 報告先等

交通規制課規制第一係宛にメールにて回答されたい。

4 報告期限

(1) 第一次報告

令和元年10月11日（金）

(2) 第二次報告

令和2年2月7日（金）

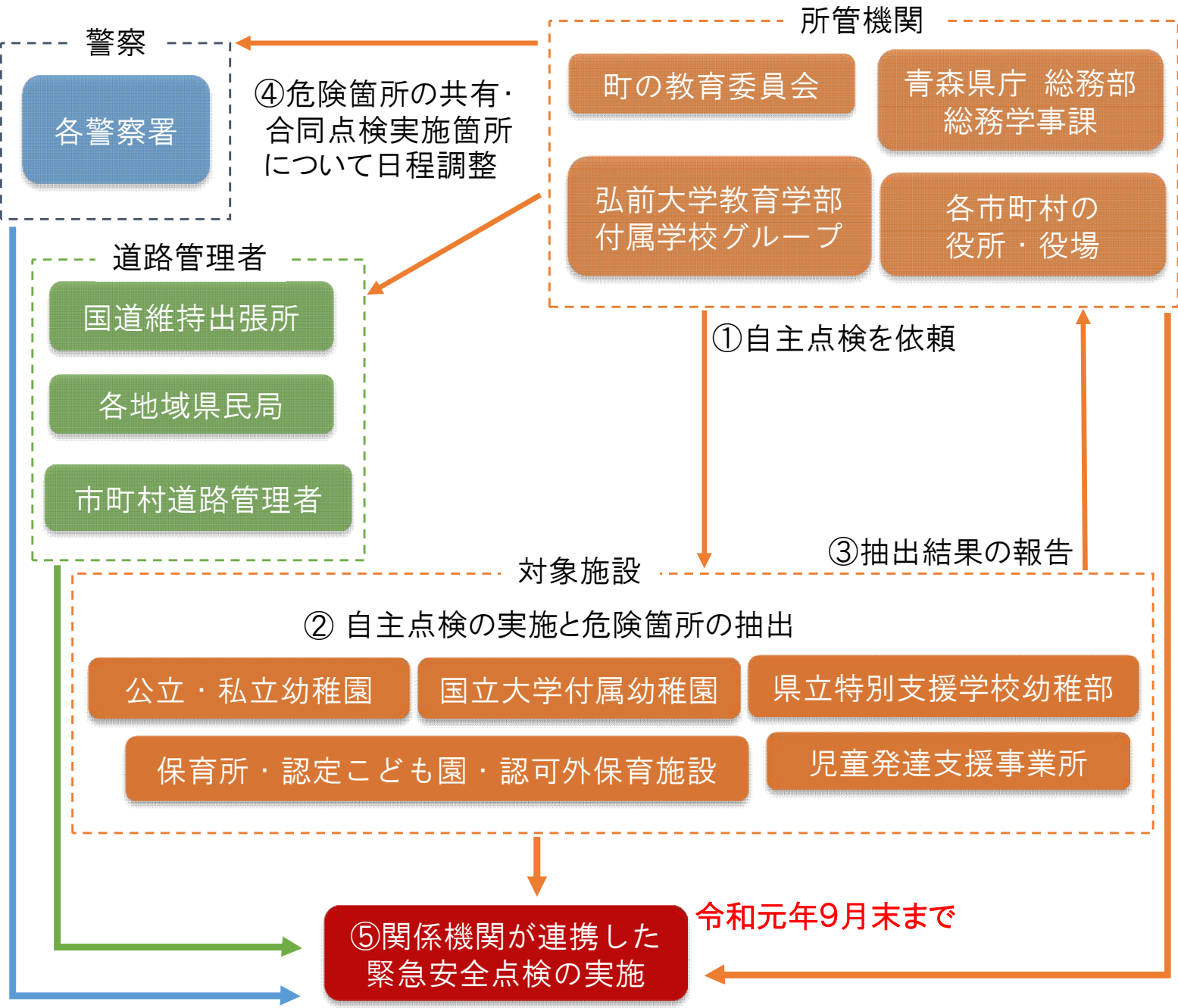
5 留意事項

- (1) 報告の対象は、通達の「2 点検実施対象」に掲げる施設の未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検結果等である。また、点検の結果により、「ゾーン30」による面的な対策が必要と判断した場合には、ゾーン30を新設・拡大する整備箇所数を報告すること。
- (2) 様式第1については、対象施設、各道路管理者、各警察署がそれぞれのとりまとめ機関を経由して、内閣府、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁にそれぞれ報告することとなっていることから、関係機関で相互に内容の調整及び確認を必ず行い、整合性を確保すること。
- (3) 様式第2のうち、新設・拡大するゾーン30内で実施する対策メニューは「対策の総数」の内数として計上すること。
- (4) 各様式において、あらかじめ計算式が入力されている欄は、数値を直接入力しないこと。
- (5) 第二次報告においては、第一次報告において既に報告済みの内容も含めて報告すること。
- (6) 昨今の事故情勢を踏まえ、既に保育所等や道路管理者等と連携した合同点検を実施している場合、当該実施済みのものも併せて計上することができるので誤りのないようにすること。
- (7) 今回の緊急安全点検は「交通安全総点検の実施について」（平成31年4月17日付け交規第41号）に基づく点検に位置づけてもよいこととする。

施設種別	施設数	危険箇所			緊急安全点検結果			
		第1類型 施設単独で 対応できる 箇所数	第2類型 従前からの 対策予定箇 所数	第3類型 左記以外の 危険箇所 (安全点検 実施箇所) 数	対策必要箇所数			対策済み 箇所数
					対策未定 箇所数	対策予定 箇所数		
公立幼稚園					0			
私立幼稚園					0			
国立大学附属幼稚園					0			
公立特別支援学校幼稚部					0			
私立特別支援学校幼稚部					0			
国立特別支援学校幼稚部					0			
保育所・地域型保育事業所					0			
認定こども園					0			
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む。)					0			
児童発達支援事業所 (医療型を含む。)					0			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

※緊急安全点検結果は警察が実施する対策の箇所数を記載すること。

「緊急安全点検」実施の流れ



【合同点検の実施結果等の報告】

